

国保の高齢受給者証 後期高齢者の保険証

をお送りします

国民健康保険高齢受給者証

対象 国民健康保険に加入している70歳～74歳のかた

市が交付している国民健康保険高齢受給者証をすでにお持ちのかた全員に、8月からお使いいただく新しい受給者証を7月27日(金)ころにお送りします。

後期高齢者医療被保険者証

対象 75歳以上のかた、または65歳以上で一定の障がいがあるかた

後期高齢者医療制度に加入しているかた全員に、8月からお使いいただく新しい被保険者証を7月23日(月)ころにお送りします。

問 国保年金課給付担当
☎(866)2098

平成23年中の所得で改めて判定しているため、受給者証の自己負担割合が今までと違う場合があります。
なお、来年4月から、一般世帯の自己負担割合が1割から2割に改正される予定です。このため、今回お送りする受給者証の有効期限は、来年3月31日になっています。



みほん



どちらも8月から使う分です



みほん

問 後期高齢医療課
☎(866)2513

平成23年中の所得で改めて判定しているため、被保険者証の自己負担割合が今までと違う場合がありますので、新しい被保険者証をよくご確認ください。

国保加入者、後期高齢者医療加入者のかたへ

更新手続きはお早めに！

- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証

7月末で有効期限が切れます



病院や薬局などを受診する際に、医療機関の窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(火)です。8月1日(水)から有効の認定証の手続きは次のとおりです。

国保に加入している70歳未満のかた▶新しい認定証の申請を8月1日(水)から下記の窓口で受け付けます。国保の被保険者証をお持ちください。

申請窓口▶国保年金課(議場棟1階)、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所

*平成23年中の所得で判定するため、適用区分が今までと違う場合があります。

国保に加入している70歳～74歳のかた▶対象となる市民税非課税世帯のかたへ、6月下旬に申請書をお送りしました。期限までに申請書を提出したかたへ、7月26日(木)に認定証をお送りします。

後期高齢者医療制度に加入しているかた▶継続になるかたへ、認定証を被保険者証と一緒に送りします。新たに対象になるかたには、7月上旬に申請書をお送りしました。同封した封筒でご返送ください。

問 国保年金課給付担当☎(866)2098 後期高齢医療課☎(866)2513

70歳未満のかたの自己負担限度額(1か月)

市民税課税世帯	適用区分	診療月以前1年間の高額療養費適用回数	
		1回～3回	4回
当該年度の国民健康保険税の総課税標準額が600万円を超える世帯	A	15万円 +(総医療費-50万円)×0.01	83,400円
一般	B	8万100円+(総医療費-26万7千円)×0.01	44,400円
市民税非課税世帯	C	35,400円	24,600円

*4回以上の金額で支払いができるのは、医療機関が回数を確認し、適用が可能と認めた場合に限りです。それ以外の場合で、実際には4回以上に該当するときは、払い戻しの申請が必要です。

70歳以上のかたの自己負担限度額(1か月)

区分	区分		
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
市民税課税世帯	一定以上の所得があるかた (高齢受給者証の一部負担金の欄が「3割」のかた)	44,400円	8万100円 +(医療費-26万7千円)×0.01 ※12か月で4回以上支給の場合は4回目以降4万4,400円
	一般 上記受給者証の「一部負担金」の欄が「1割」のかた	12,000円	44,400円
市民税非課税世帯	区分II 限度額適用・標準負担額減額認定証の「区分」が「区分II」	8,000円	24,600円
	区分I 限度額適用・標準負担額減額認定証の「区分」が「区分I」	8,000円	15,000円

入院時の食事代(1食につき)

70歳未満のかた		70歳以上のかた	
市民税課税世帯	260円	市民税課税世帯	260円
市民税非課税世帯	前12か月の入院日数 90日目まで 210円 91日目から 160円	市民税非課税世帯	区分II 前12か月の入院日数 90日目まで 210円 91日目から 160円 区分I 100円

*65歳以上で一定の障がいがあり後期高齢者医療被保険者証の対象のかたは、表の70歳以上のかたの部分をご覧ください。

健康な 今こそ受けよう がん検診



忘れずに! 胸部検診

問い合わせ 市保健所保健予防課 ☎(883)1176



検診車内でエックス線撮影

肺がんや肺結核などを早期に発見し、治療に結びつけるための検診です。症状がなくても年1回は検査を受けて自分の健康を確認しましょう。14~15ページの日程で検診車が巡回します。どの会場でも受診できますので、16ページの受診票を持って都合が良い会場どうぞ。検診結果は約6週間後に本人へ郵送します。



胸部(肺がん・結核)検診

いずれも秋田市に住民票があるかたが対象です。
健康保険証など、年齢を証明できるものをお持ちください。

妊娠しているかたや、肺がん・結核で治療中のかたは対象外です。

種類と対象者(料金)

●肺がん検診(300円)：来年3月31日時点で40歳~64歳のかたで、勤務先などで定期的に肺がん検診を受けることができないかた
●肺がん・結核検診(無料)：来年3月31日時点で65歳以上のかたで、勤務先などで定期的に胸部検診を受けることができないかた

受診方法・注意

16ページの受診票に必要事項を書いて、検診当日に検診車で提出してください。受診票は検診車にもあります。検診はボタン、ホック、ゴム、チャック、ラメ、プラスチック、刺しゅう、金具などが無い服装で受けてください。
なお、同じ日に胃がん検診を受ける場合は、胃がん検診の前に胸部検診を受けてください。

胸部検診と喀痰細胞診検査が無料のかた

●生活保護世帯：「医療のしおり」が必要です
●市民税非課税世帯：市民税課、北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所で発行する「市・県民税(所得・課税)証明書」が必要です。「検診のために必要」と伝えると、発行手数料はかかりません

喀痰(かたん)細胞診検査

吐き出された痰を顕微鏡で見て、がん細胞が含まれているかどうかを調べる検査です。肺の入口近くに行けるがんは、せき、痰、血痰などの症状が早期に出やすいため胸部検診と併せて実施します。喀痰細胞診検査のみの受診はできません。

対象者

- ① または ② に該当するかた
- ① 50歳以上で、喫煙指数(1日平均の喫煙本数×喫煙年数)が60以上のかた
- ② 最近6か月以内に血が混じった痰が出たかた

料金

800円：ただし75歳以上(昭和13年3月31日以前生まれ)のかたは無料

受診方法

受診予定日の2週間前までに保健予防課へお申し込みください。☎(883)1176
申し込んだかたに痰を入れる容器を郵送しますので、3日間の痰を容器に入れて受診当日に検診車までお持ちください。

*事前に申し込みできなかった場合は、受診当日の申し込みもできます。

巡回日程は
次ページ!

